

第2号議案

東北東京間連系線に係る広域系統整備の実施案の変更及び 費用負担候補者（一般送配電事業者）への費用負担割合の案の通知について

（案）

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について、第87回理事会において、実施案及び費用負担割合の案のうち費用負担額の試算の変更を決定の上、事業実施主体及び費用負担候補者（提起者及び応募者）に対し通知した。同通知後、第89回理事会において、応募者からの応募内容変更の申し出を受け付けた。

これに伴い、業務規程第58条第3項に基づき、以下のとおり実施案の変更を決定の上、事業実施主体に対し通知する。

また、すべての費用負担候補者（提起者及び応募者）から費用負担割合の案に対する同意を得たことから、送配電等業務指針第47条第3項に基づき、以下のとおり費用負担割合の案を費用負担候補者（一般送配電事業者）に対し通知し、同意の意思確認を行う。

1. 実施案の変更及び事業実施主体への通知

（1）実施案の変更内容

別紙1のとおり。

（2）事業実施主体への通知

東北電力株式会社へ別紙2により通知する。

2. 費用負担割合の案の費用負担候補者（一般送配電事業者）への通知

（1）費用負担候補者（一般送配電事業者）への通知

一般送配電事業者2社（東北電力株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社）へ、別紙3により通知する。

以上

【添付資料】

別紙1：東北東京間連系線に係る広域系統整備計画実施案の変更内容

別紙2：事業実施主体への通知文書

別紙3：費用負担候補者（一般送配電事業者）への通知文書